

監査品質のマネジメント に関する年次報告書 2026

普賢監査法人

2026 年 8 月



目次

I． 監査品質向上に向けた取組み及び事務所概要

- （１）総括代表社員からのメッセージ
- （２）事務所概要

II． 経営管理の状況等

- （１）品質管理基盤
- （２）組織・ガバナンス基盤
- （３）人的基盤
- （４）IT 基盤
- （５）財務基盤
- （６）国際対応基盤

III． その他

- （１）通報制度
- （別紙）監査法人のガバナンス・コードの適用状況

本報告書は 2025 年度（2025 年 3 月 1 日から 2026 年 2 月 28 日）を報告対象期間として作成していますが、必要に応じて過去の経緯や今後の取り組みについても説明しております。

I. 監査品質向上に向けた取組み及び事務所概要

(1) 総括代表社員からのメッセージ

普賢監査法人は、2008年3月に大手監査法人出身の公認会計士により設立された監査法人であります。会計監査に対する社会の信頼を高め、クライアントにとっても社会にとっても真に役に立つ存在でありたいとの志から設立した法人であります。「普賢」の名は、「会計」「監査」という「智」を社会に啓蒙していくことをもって、社会に信頼され社会に貢献していきたいとの思いが込められております。設立より現在まで、社員職員一丸となってこの思いを実現すべく業務にあたっておりましました。

2025年から2026年前半にかけては、多くの会計不正事案が発覚しました。日本を代表する大企業による長年に渡る不正な処理や、新規に株式公開を果たした企業の架空売上計上といったこれらの事案の社会へのインパクトは甚大であり、カリスマ経営者の退陣や上場廃止といった事態にまで発展しました。そして我が国のディスクロージャー制度や会計監査への社会からの信頼を大きく揺るがすことにもなりました。

このような事態になったことを、監査業界に身を置く一人の公認会計士として、大変遺憾に思っております。会計監査を行うすべての会計士はその所属や職階を問わず、自らの社会に対する責任を今一度考え直さなければなりません。当法人においては、社員会からのメッセージの発信、チームミーティング及び法人研修の場などを通じて、監査品質維持向上の根幹にあるのはそれぞれの倫理観であるということを共有し続けております。

このような会計監査制度の信頼性が揺らぎかねない環境下において、当法人が今後より一層、社会に貢献していくためには、強固なガバナンス体制の構築と実効性のあるコンプライアンス遵守が必要不可欠と考えており、当法人ではこの2つを重視した法人運営を行っております。

ガバナンス体制については、最高意思決定機関としての社員会による合議制及び社員間の相互牽制による法人運営を基礎とし、加えて第三者による経営監視機能としての評議員を設置しております。当監査法人の評議員は、業界最大手監査法人における最高経営責任者や東証プライム上場企業における監査等委員などを歴任していることから、業界への理解と監査法人経営に関する高い見識を有し、当監査法人の経営に対して、ガバナンスを中心に、監査法人としての存在意義や様々なリスクを踏まえた法人の在り方について、幅広い提言を行っています。そしてガバナンスの透明性については、「監査品質向上に向けた取組みに関するトップメッセージ動画」の公開や本年次報告書の公表を行っております。

コンプライアンス遵守については、以前より構成員に対するトップメッセージの発信、職業倫理関係の研修受講の義務付け、職員面談やアンケートの実施、内部外部通報窓口の設置、職業倫理観を重視した人事制度などの施策を行っておりますが、今後もより一層強化してまいります。コンプライアンス施策の根幹は法人風土の醸成であると考えており、新しい職員が増加した際にも適時に浸透していることから、諸法令や職業倫理を重視する法人風土は十分に根付いていると感じております。



このような取り組みを推し進め、当法人は2024年7月に上場会社等監査人登録名簿に登録されました。当法人の品質管理体制が、社会にとって必要な一定水準に達していると評価頂いたことと理解しております。

とは言え、取り組みを止めるのではなく、監査品質の維持向上のための諸施策や諸活動を日々行っております。2025年度に開始した電子監査調書システム導入のプロジェクトは、パイロット導入期を終えて、2026年度より全ての上場会社監査で使用していきます。AIや監査ツールの利用等についても、セキュリティ面に配慮して進めております。

監査を行うのは人でありますから、優秀な人材の登用についても進めてまいります。2026年7月には社員1名を増員し、10月には職員から社員への昇格を1名予定しております。特に社員の人数等については、制度の要請に対応することが求められます。これについては、人材登用を進めるとともに、他の監査法人との連携等をも視野に入れた中期的なビジョンが必要であると考えます。

採用や昇進においては、監査品質を重要視する姿勢や職業倫理感を重視しております。法人加入後の一層のスキルアップについては、専門研修プログラムの充実を図り、一般財団法人会計教育研修機構にも加入しております。

今後も、普賢監査法人はクライアントと社会の双方から信頼される存在であり続けたいと考えております。会計・監査という智をもって、持続可能な経済と公平な社会の礎となり、社会から信頼され続ける存在を目指すことをここに約束申し上げます。

普賢監査法人

総括代表社員 佐藤 功一

監査法人の経営理念

「私たち普賢監査法人は、会計監査及び会計サービスを通じて、世界経済の持続的な発展と公正公平な社会の実現に寄与し、常に社会から必要とされる存在であり続けます。」

これが私たち普賢監査法人の経営理念です。

言うまでもなく、会計監査は健全な資本市場を維持成長させるために必要不可欠なインフラであります。全ての公認会計士及び監査法人は、その担い手として重要な責任を負うものであり、まずは誠実性と公正不偏の態度、そして職業的専門家としての高い倫理観を常に保持しなければなりません。

しかしながら、それらを欠いてしまったことによる不正会計事案の発生は、過去、度々繰り返されております。そして、そのような事案が発生する度に、会計監査や公認会計士への信頼が大きく揺らぐ事態となったことは、大変残念なことであり、二度とそのようなことがあってはなりません。

私たち普賢監査法人は、高い職業倫理観を有する経験豊富な監査及び会計の専門家集団であります。構成員は、常に自己研鑽を怠らず、時には自由闊達な意見交換を行うことによって、高品質の監査を実施しております。監査品質の維持向上こそが、社会からの私たちに対する期待に応える唯一の手段です。

行動指針

普賢監査法人の構成員は、監査をはじめとする専門業務を実施するに際し、次の基本原則を遵守します。

- ・私たちは、常に正直であり、自らの職責に対して誠実に行動します。
- ・私たちは、職業倫理を重んじ、法令と諸規則を遵守します。
- ・私たちは、自己研鑽を怠らず、職業専門家としての能力の維持向上に努めます。

- ・私たちは、プロフェッショナルとしての誇りを保持し、公認会計士の社会的地位のさらなる向上を目指します。
- ・私たちは、同僚を尊重し、助け合い、いかなる困難にもチーム一丸となって対処します。
- ・私たちは、想像力と好奇心を持ち続け、チャレンジすることを恐れません。
- ・私たちは、監査の社会的信頼を守るために、監査の品質管理を業務上の最重要事項と位置付けます。

監査品質向上に向けた取組みについて

下記Ⅱ．経営管理の状況等に記載のとおり、6つの基盤を整備運用し、強化することにより、監査品質向上に向けた取組みを実施していきたいと考えております。

(2)事務所概要

法人名 普賢監査法人

所在地 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目1 オームビル新館3階

TEL 【代表】03-6811-7127

FAX 03-6811-7126

設立 2008年3月

総括代表社員 佐藤 功一

ホームページ <http://www.fugen-cpa.org>

E-mail info@fugen-cpa.org

人員数(2026年2月末現在)

公認会計士 34名（うち代表社員3名、社員3名）

公認会計士試験合格者 1名

その他専門職員 1名

クライアント(2026年2月末現在)

金融商品取引法・会社法監査 8社 / 会社

法監査 2社 / 学校法人監査 1法人 /

労働組合監査 2組合 / その他の法定監査 3社 / その他の任意監査 3社



被監査会社等（大会社等に限る）の名称

金融商品取引法・会社法監査

- ・株式会社テクノマセマティカル
- ・マミヤ・オーピー株式会社
- ・株式会社メディネット
- ・株式会社魚喜
- ・東部ネットワーク株式会社
- ・株式会社ワイヤレスゲート
- ・I N E S T株式会社
- ・株式会社ユビテック

Ⅱ. 経営管理の状況等

(1) 品質管理基盤

監査業務の品質を重視する風土を醸成するために、総括代表社員がリーダーシップを発揮して常に監査品質に対するコミットメントを示しています。

- ▶経営理念、職業倫理、公正公平という価値観
- ▶監査業務を高いレベルで遂行することにより、社会の持続的な発展に貢献するという当監査法人の社会的役割
- ▶品質管理に関する方針や手続、適用される基準及び法令等を遵守すること

全てのメンバーに法人全体研修等にて伝達し、明確に一貫して強調し、繰り返し示しています。

① 監査品質に関する基本方針

当監査法人は、監査に関する品質管理基準に準拠し監査品質を維持向上していくために、品質管理に関する適切な方針及び手続を定めています。全ての監査業務において監査業務の品質が保持されなければならないという要求事項が当監査法人の運営方針において優先されるということを認識し、品質管理を行うために品質管理規程を定めるとともに、行動指針にて「監査の社会的信頼を守るために、監査の品質管理を業務上の最重要事項」として掲げることによって、全ての専門要員が監査業務の品質を優先する意識を常に持つことを促し、監査品質の維持向上に取り組んでいます。

監査品質の維持向上は、当監査法人の存続及び発展の根幹を成すものです。そのための人材育成として、定期的または適時の研修開催による専門要員の能力向上に努めています。また、品質管理を充実させる仕組みとして、全ての監査業務について、審査担当社員によるレビュー・パートナー制の審査制度を整備し、運用するとともに、品質管理部を中心として、審査資料、監査業務マニュアルの適時の改定を実施しています。そのうえで、監査調書や文書化のモニタリングを行い、品質管理部による日常的監視や完了した監査業務の検証を確実に実施しています。

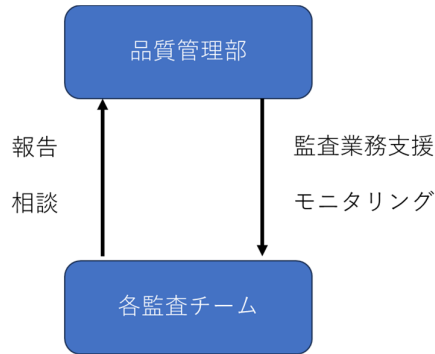
② 品質管理体制

監査業務の質を合理的に確保するために、監査契約の新規の締結及び更新から、監査計画の策定、監査業務の実施及び監査報告書の発行に至る品質管理のシステムを整備・運用するとともに、品質管理のシステムの整備及び運用の状況を適切に記録・保存するため文書化しています。

品質管理を担う部門として品質管理部を置いています。品質管理部は、当監査法人の品質管理システムの整備及び運用に関する役割を担っており、品質管理部と各監査チームの関係は下図のとおりです。



品質管理部長 高橋 弘



品質管理は、以下のように実施しております。

イ) 監査の品質管理に関する法人内の基盤構築

高い監査品質を実現するために、品質管理部が中心となって、監査の品質管理規程を基礎として、監査マニュアル及び監査手続を実施する際に使用する様式等を周知することで、重要な監査手続の脱漏を防止するとともに、生産性の向上を図っています。

ロ) 監査現場における品質管理ルールへの運用

監査チームを中心に効果的かつ効率的な監査業務の実現に資する仕組みの浸透を継続実施しています。

ハ) 監査業務のモニタリング

品質管理部の指揮監督下において、品質管理システムに対する日常的な監視、及び、個々の完了した監査業務の検証の二つを実施しています。

③ 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

当監査法人は、監査基準をはじめ、関係法令及び日本公認会計士協会が定める倫理規則等の諸規則を遵守するよう規程を定め、日常的に職業倫理及び独立性の重要性を全てのメンバーに伝達するとともに、研修を実施することにより、その遵守について周知徹底を図っています。

独立性に関しては毎年7月に社員及び職員全員（非常勤勤務者を含む）に対して利害関係調査を行っています。また、新規に入社する社員及び職員に対しては、入社時に利害関係調査を行っており、新規のクライアントが増加する都度、利害関係の有無の回答を全員に求めています。

なお、当監査法人においては、監査業務の特定のクライアントに対する報酬依存度が一定割合を占めるかどうかについての具体的な判断基準は15%としています。2期連続して報酬依存度が15%を超える場合には、阻害要因の重要性の程度を評価し必要に応じて阻害要因を除去する対応策を講じるか、またはセーフガードを適用してその重要性を許容可能な水準にまで軽減することとしています。

④ 職業倫理

当監査法人は、日本公認会計士協会の倫理諸則への遵守を社員及び職員全員（非常勤勤務者を含む）に求めています。全ての監査責任者は、監査業務の専門要員による当法人の定める職業倫理の遵守に関する方針及び手続の遵守状況に留意しています。

また社員及び職員全員（非常勤勤務者を含む）が当監査法人のインサイダー取引防止管理規程を遵守していることを確認するため、毎年インサイダー取引に関する誓約書の提出を求めています。

インサイダー取引誓約書の提出状況

	2025 年 2 月期	2026 年 2 月期
誓約書提出率	100%	100%

⑤ 独立性

当監査法人では、全職員に毎年、監査人の独立性チェックリストの提出を義務付けています。独立性を確保し、監査の信頼性が確保できているかを定期的に検証することで監査品質の保持に努めています。なお、当該チェックリストの回答率は100%であり、違反件数はゼロとなっています。

	2025年2月末	2026年2月末
回答率	100%	100%
違反件数	0件	0件

⑥ 担当者の長期間の関与に関する方針及び手続

公認会計士法上の大会社等の業務執行社員については、各社員の専門分野、経験、業務量及びローテーション計画の円滑な推進などに配慮し、監査業務の品質が確保できるように留意して、ローテーションを実施しています。

継続して上場会社監査の業務執行社員となることができる期間は、筆頭業務執行社員が原則として最長関与期間7会計期間、インターバル期間5会計期間、その他の業務執行社員は最長関与期間7会計期間、インターバル期間2会計期間として定めています。

⑦ 監査契約の新規の締結及び更新

監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定めています。これには、当監査法人として、関与先の誠実性等について慎重に判断すること及び当監査法人の規模及び組織、監査を実施するための能力及び人的資源を勘案し適正な監査業務を実施すること等が含まれています。

関与先の誠実性等については、関与先に重要な影響力のある株主、経営者等の姿勢や統制環境に関する情報などを考慮して検討しています。

一方、監査を実施するための能力及び人的資源については、専門要員が関与先の属する産業の知識及び関連する規制等に関する経験等を有しているかを検討しています。

⑧ 審査

当監査法人では、監査業務に係る審査に関する方針及び手続として審査規程を定めています。これには、審査の実施時期及び範囲、審査担当者の適格性、審査の記録及び保存が含まれています。当該方針及び手続に従い、監査意見表明にあたっては審査を実施しています。

当監査法人の全ての監査業務について、原則として、監査チームが行った監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価するために審査を受審し、監査業務に係る審査が完了するまで監査報告書を発行してはならないものとしています。

⑨ 専門的な見解の問合せ

当監査法人は、専門性が高く判断に困難が伴う事項及び見解が定まっていない事項について、法人内外の専門的な知識、経験を有する者からの見解を得るために、専門的な見解の問合せ先を定めております。専門的な見解の問合せ先は、会計監査、不正、法律に関する専門家であり、監査等で検出された事案に応じて、品質管理部の指揮監督下において問合せを行い、その見解を得ることができる体制を整えております。

⑩ 品質管理システムの監視

当監査法人は、品質管理システムを監視するために、品質管理部を中心に完了した監査業務の定期的な検証及び日常的監視を実施しています。

完了した監査業務の定期的な検証は循環的に実施しており、検証サイクルは、原則3年を超えない期間とし、一つの検証サイクルの中で、一人の監査責任者に対して少なくとも一つの監査業務を検証の対象として選定しています。

当該検証の結果については、フィードバックを実施するとともに、改善事項に関する議論を活発に行い、改善状況の確認を行います。

⑪ 外部検査

- ・日本公認会計士協会による品質管理レビュー

日本公認会計士協会による品質管理レビューでは、個別の監査業務に影響を与える監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況、並びに当該品質管理のシステムが個別業務において適切に運用されているかを確認します。

その結果、当監査法人は、直近の日本公認会計士協会による品質管理レビューにおいて監査事務所における品質管理に関する重要な不備事項はない旨の報告（交付年月：2023年10月）を受けています。

- ・公認会計士・監査審査会による検査

公認会計士・監査審査会は、日本公認会計士協会から品質管理レビューに関する報告を受け、主に品質管理レビュー制度が適切に運営されているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかについて審査し、必要に応じて監査事務所等への立入検査を実施しています。

当監査法人は、公認会計士・監査審査会による検査を受けたことはありません。

- ・上場会社等監査人登録

2024年7月8日付けで上場会社等監査人名簿に登録されました。

⑫ 監査品質向上へのその他の取り組み

監査品質を向上させるため、業務執行社員自らが監査の現場に十分な日数赴き、職業的懐疑心を保持しながら、監査計画から、監査の実施、監査意見の形成までの監査の実施過程において監査チームのメンバーに対し適切な指示と監督を行い、適時に監査調書を査閲し、適宜追加手続を指示する等、総括的な監督機能を発揮しています。

- ・新基準への対応

新たな会計基準等については、品質管理部を中心に以下の対応を実施しています。

- ▶会計基準や実務に関する情報収集、事例分析、監査手続への反映
- ▶会計処理や開示に関する監査チームへのサポート

- ・クライアントとの十分なコミュニケーション

クライアントの監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換をするため、監査チームは、まず監査計画段階で経営者及び監査役等とのコミュニケーションを実施します。それ以外にも、積極的にコミュニケーションの場を設けており、適時適切に監査上のリスクを評価することができる体制となっております。

(2)組織・ガバナンス基盤

当監査法人は「会計監査及び会計サービスを通じて、世界経済の持続的な発展と公正公平な社会の実現に寄与し、常に社会から必要とされる存在であり続けます。」との理念を掲げ、これを実現するため無限責任社員により構成される社員会を中心としたガバナンス体制を構築しています。

まず、法人組織とガバナンスの根幹となる社員の選任ですが、最も重視されるべきは、誠実性と職業倫理観、そして監査の品質が最重要事項であるという職業的専門家としての使命感であると考えております。加えて、会計監査に関する知識と経験のみならず、法人運営を担うものとしての責任感と忍耐力、組織的経営のための協調性や判断力を重視して社員の選任や評価、役職への登用を行っています。

また監査品質の向上に向けた組織体制として、法人の構成員各人のプロフェッショナルとしての能力を組織的な運営体制のもとに統合し、監査品質の向上に向けて、法人としての組織的な対応力を強化するような仕組みを構築しています。

当監査法人は、経営の基本方針、経営管理、法令遵守に関する重要な事項に関しては、社員会での協議により決定しております。重要事項を全て社員会で決定しているため、当監査法人のガバナンス体制は、①全社員から構成される経営の意思決定機関である「社員会」及び②監査品質を持続的に向上しうる日常業務の執行体制として最高経営責任者である総括代表社員の下に、業務執行社員（各監査チーム）、品質管理部、管理部を置く体制により経営執行しています。

また、経営機関の運用状況をモニタリングする独立性を有する第三者として評議員を設置し、その知見を活用しています。評議員は定期的に開催される社員会に出席し、その討議内容について意見を述べるとともに、社員の業務執行を監視します。また、必要に応じて、法人の意思決定及び業務執行に係る資料を社員会等に徴求し、自由に閲覧することができます。仮に、社員による不適切な業務執行のおそれがある場合には、社員会に対してこれを是正するよう要求する権限を有します。加えて、評議員は総括代表社員による社員の人事評価の妥当性について評価します。これらにより、監査法人の運営の透明性の向上を図り、組織的な法人運営の実効性を担保し、総括代表社員による専断を防止し、公平公正な社員の人事評価が可能となっております。

なお、現任の評議員は、公認会計士として長年にわたり業界最大手監査法人で勤務し、当該監査法人において最高経営責任者を務めた経験を有しており、会計監査業界及び監査法人経営に関する高い見識を有しております。その知見や経験を基に客観的な立場より、監査法人に求められるガバナンス機能の強化及び充実、監査品質の向上のための施策、公認会計士監査に求められる社会的役割及び信頼性の確保の観点から必要な提言を受けております。

・評議員の独立性についての考え方

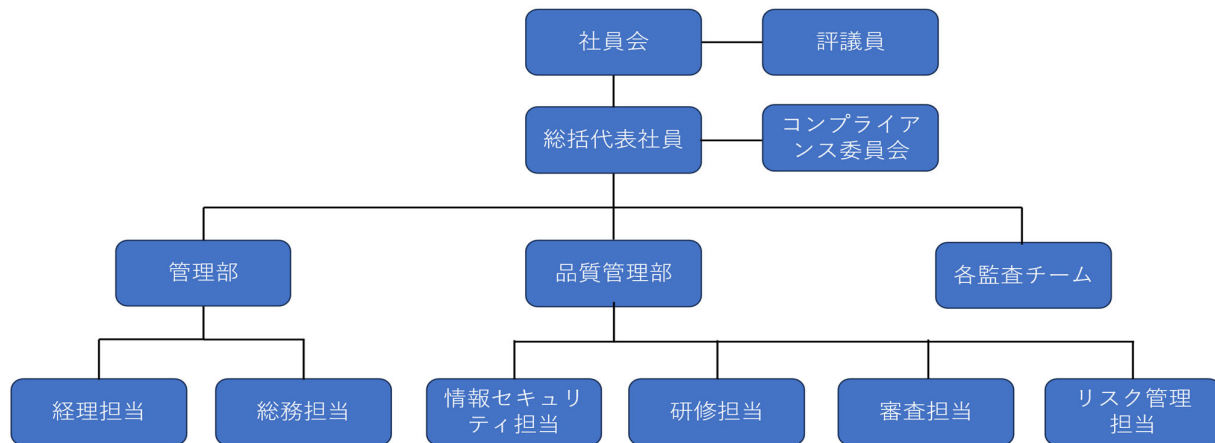
当監査法人のガバナンス体制の客観性や信頼性を高める役割を担うことから、当法人の業務執行に関与せず、監査業務から直接的な利害関係を持たないことを前提としております。従って、下記の当監査法人と評議員の間の独立性及び当法人のクライアントと評議員の間の独立性を保持する必要があると考えております。

- ▶当監査法人の社員・職員ではなく、また過去に当監査法人の社員・職員として在籍していないこと
- ▶当監査法人及び法人構成員との間に、報酬の授受等を伴う直接的な利害関係を有していないこと
- ▶当監査法人の被監査会社との間に、報酬の授受等を伴う直接的な利害関係を有していないこと



代表社員 亀ヶ谷 顕

組織図（2026/2/28 現在）



① 社員会

当監査法人は、パートナーシップをガバナンスの最も重要な基盤として、社員全員の合議による「社員会」を最高意思決定機関として位置付け、原則として月1回の社員会を開催（必要と認めた場合には臨時社員会を開催）しています。

社員会は、社員の加入及び脱退、定款の変更、代表社員の選任、決算の承認といった法人の基本事項に係る意思決定機関です。

② 品質管理部

監査品質に関する最終責任を負う総括代表社員のもとで、品質管理体制の構築及びモニタリングを担う品質管理部を設置しています。

品質管理部では、定期及び随時に品質管理ミーティングを実施しており、監査品質向上のための施策が活発に議論されています。

③ コミュニケーション

当監査法人は、監査責任者である社員が監査現場に赴き、監査チームメンバーと頻繁にコミュニケーションを図っております。これにより、経営陣の考えが直接的に監査チームに伝達される体制となっております。また、総括代表社員によって定期的に行われている職員面談においては、職員側から監査品質に関する提案や法人運営に関する問題提起と討議が頻繁に行われており、これらは法人風土の醸成と監査品質の向上のために重要な役割を果たしています。

④ 非監査業務の提供

当監査法人は、原則として非監査業務を提供しない方針であり、例外的に監査クライアントにおいて必要な非監査業務が発生した場合のみ提供することとし、利益相反や独立性の懸念がないことを確認します。当監査法人の総業務収入に占める監査業務収入の割合は非常に高く、直近3年においては全て監査業務収入であります。

(3) 人的基盤

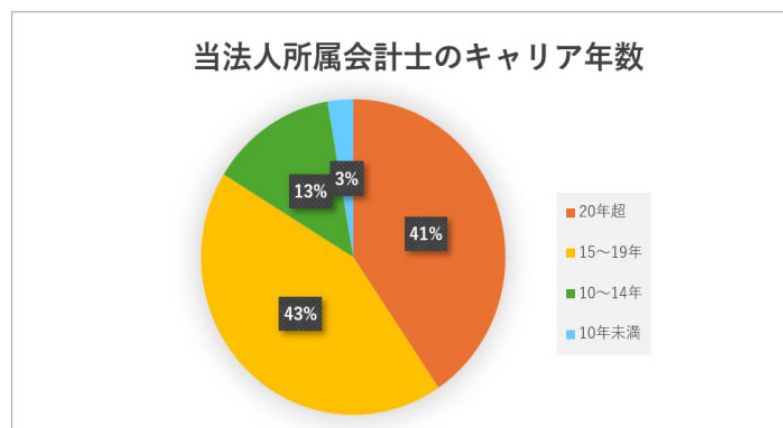
当監査法人の会計監査サービス品質を支えるものは、個としての公認会計士です。そのため人的基盤は監査法人経営の中核をなす極めて重要な経営基盤であるといえます。社会的使命感を有する個々の人材がその力を最大限に発揮することを可能とする環境を構築することが、監査品質の確保にも直結します。当監査法人においては、そのような人的基盤の確立を目指しています。

個々の監査業務は、監査の責任者である業務執行社員、現場を取りまとめる主査並びに補助者が監査チームを構成します。当監査法人では監査責任者も現場に参加し、被監査会社と積極的にコミュニケーションを図ることによって、そのビジネスを理解して監査上の留意点を把握するよう努めています。このような監査責任者と監査現場との一体感が当監査法人の監査業務の特色となっています。

職位別の人員構成割合

	2025年2月末	2026年2月末	
	人員数	人員数	構成割合
社員	6	6	16%
公認会計士	24	28	77%
公認会計士試験合格者	1	1	2%
その他専門職員	1	1	2%
合計	32	36	100%

当監査法人は、十分な監査経験を有する公認会計士を中心としたチーム構成により、効果的かつ効率的な監査を行うことを常に心がけております。そのため、当法人の専門要員の大多数が10年以上のキャリアを有する公認会計士です。なお、大多数の者がいわゆるビッグ4での監査経験を有しております。



① 研修に関する方針

当監査法人は、監査業務の品質を合理的に確保するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を確保するために、専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任等の人事に関する方針及び手続を定めています。

高度なプロフェッショナル人材の育成のために品質管理部研修担当による教育・研修制度の充実を

図っています。

監査品質を担保するために、監査法人内で実施している全体研修として会計・監査基準の改正に関する解説講義、不正事例研究などを実施している他、日本公認会計士協会による継続的専門能力開発（以下、CPDといいます）必修研修を法人として指定し、監査業務に関わる全職員に受講義務を課すことで専門的知識の習得、専門能力の維持・向上を図っています。

当監査法人は、専門要員の能力の維持・向上のために、継続的な職業的専門家としての能力開発を適切に行っております。なお、日本公認会計士協会の会員たる公認会計士については、日本公認会計士協会の実施するCPDの履修状況を管理しており、年間40単位を満たしていない者は、監査に従事できません。

専門要員を対象とした監査研修の時間数

研修区分	2025年2月期	2026年2月期
法人全体研修	2時間	1時間
法人専門研修	1.5時間	1時間
日本公認会計士協会CPD制度	16.5時間	16時間
合計	20時間	18時間

CPD取得義務達成率と法人指定研修受講率

	2025年2月期	2026年2月期
CPD取得義務達成率	100%	100%
法人指定研修受講率	100%	100%

② 人事に関する方針

人材採用方針

人材採用においては、当監査法人が求める人物像に関する基本的な考え方をまとめた「人材基本方針」に合致し、当監査法人の経営理念に共感する人材について積極的に獲得をしています。

- i 当監査法人は、行動指針に「私たちは、常に正直であり、自らの職責に対して誠実に行動します。」と定め、監査業務においては監査クライアントとコミュニケーションを重ねて信頼関係を築くことを重視しています。どんな時も相手と誠実に向き合い、その言葉に真摯に耳を傾ける人でなければ監査クライアントとの信頼関係の構築は難しいものと考え、そのような人材の獲得を採用の基本方針としています。
- ii 監査業務は監査クライアント毎に監査チームを構成して業務を遂行します。当監査法人では、行動指針に「私たちは、同僚を尊重し、助け合い、いかなる困難にもチーム一丸となって対処します。」と定め、調和やチームワークを重んじる人材こそが監査業務をスムーズに遂行することができると思っています。そうした考え方に共感できる人材の採用を基本方針としています。
- iii 当監査法人では、行動指針に「私たちは、プロフェッショナルとしての誇りを保持し、公認会計士の社会的地位のさらなる向上を目指します。」と定めており、プロフェッショナルであるための行動を奨励しています。

当監査法人は、構成員相互がフラットな関係を維持し、経験年数等に過度にとらわれずお互いがお互いを一人のプロフェッショナルとしてリスペクトする組織風土が存在しています。こうした組織風土の下で個性を存分に発揮し、自身の意見を発信することが組織にとって有用と考えていることから、プロフェッショナルであることの自覚を持ち、行動できる人材の採用を基本方針として

います。

③ 人事評価制度

業務で関わる複数の社員によって人事評価を行うことで、公平な人事評価制度の整備に努めています。日常の監査業務への取り組み方や法人内部における間接業務への取り組み方等の異なる視点による5つの評価項目を設けて人事評価を行っており、それら評価項目による相対的評価に基づいて人事考課に反映しています。

また、複数の社員によって実施された人事評価結果について業務で最も関わりがある社員によってフィードバックを行うことで、多角的な視点で本人の成長を促すような取り組みを行っています。

④ 多様な働き方を前提とした人材確保

当監査法人では、利益相反や独立性の懸念がなく、業務に支障のない範囲において副業を認めています。当監査法人自体は、社会からの期待に応えるべく、監査法人として自らの事業領域である監査業務に経営資源の多くを割くという考え方で経営していますが、公認会計士として監査以外の業務について経験を積みたいというメンバーのニーズについて、公認会計士としての幅を広げる観点から認めています。

⑤ 非常勤職員の活用方針

多様なバックグラウンドを有する非常勤の公認会計士については、得意分野を活かした多様なスキルや専門性を有する人材採用を進めることとしております。

非常勤職員であっても、職業倫理の遵守と監査品質の維持は常勤社員職員と同様に求められます。非常勤職員の人事評価においては、職業倫理と監査品質に対する意識と態度が最も重視されており、当該評価結果が低い職員については、非常勤契約を打ち切るなどの厳しい態度で臨むこととしております。

なお、当監査法人の非常勤職員は、年間100日以上当法人での業務に従事する者が少なくなく、これらの者はほぼ当法人専業であり、実質的には常勤とあまり差がない働き方と言えます。

＜勤務時間数の長い非常勤職員の人数推移＞

年間執務時間	2024/3～2025/2	2025/3～2026/2
1,000時間超	1名	2名
800～1,000時間	3名	4名
500～799時間	4名	5名

(4)IT基盤

現代の監査においては、PCの利用と電子データの取扱いが不可欠ですが、これらについて適切なセキュリティ対策を講じることは、監査品質を維持するための重要な基盤であると考えています。また、監査の有効性と効率性の観点から、監査へのIT利用に関しては積極的に検討すべき課題と考えております。

① 当監査法人の情報セキュリティ体制

当監査法人は、「情報セキュリティ・ポリシー」を定め、またセキュリティインシデントへの対応マニュアルや、PC利用マニュアル、SNSに関するガイドラインなどを定めており、法人イントラネットにて常時開示しております。これらの遵守を全構成員に求めるとともに、全構成員に対し少なくとも年に1回、情報セキュリティ関連の研修受講を義務付けることで、情報セキュリティの重要性を周知徹底しております。

職員が監査業務に使用するPCは、全て法人からの貸与となっており、セキュリティソフトの利用状

況、OS等のアップデートなど、PCの利用状況管理を法人情報セキュリティ担当が一元的に行っており
ます。なお、特権IDは情報セキュリティ担当しか有しておりません。万が一のモバイルPCの紛失や盗
難に備えて、貸与PCにはセキュリティロックをかけるとともに、PC内にはデータが残らない仕組みを
整えております。

加えて、当監査法人は監査業界の情報システムに精通したITサービス企業と契約し、定期的にシス
テムの構築や情報セキュリティについてのアドバイスや業務支援を受けております。

② IT技術の監査への活用及び監査調書の電子化について

当監査法人は、監査業務や法人運営におけるIT技術の活用について常に議論を行い、業務の有効性
及び効率性を高めるIT投資であれば積極的に投資を行う方針としています。すでに監査調書の電子化
については実施しておりますが、監査調書改ざん防止の観点から、電子監査調書システムの導入は必
要不可欠であると考えており、2025年度から順次導入し、2026年度は全ての上場会社監査で使用しま
す。

なお、監査へのIT技術の利用については、監査の有効性及び効率性の観点から有用であると考えて
おります。一方で、特に生成AIの利用については情報漏えい等のリスクとの関係で、業界の動向等
を見極めつつ慎重に検討しております。生成AIの利用に関するガイドラインを制定しており、オプトア
ウトの生成AIの利用を、入力情報の制限やハルシネーションへの対応等の法人ルールを設定した上で
使用する環境を整えています。

(5)財務基盤

当監査法人は、法人設立から現在に至るまで財務健全性を確保し、また、報酬依存度についても留
意しています。

① 財務基盤の状況

監査法人として財務基盤が継続的に安定していることは経営の安全性のみならず、監査意見の公正
性・独立性確保のため極めて重要であると考えています。

当監査法人においては、このような考えに基づき、資産超過及び無借金経営を継続することで、財
務的な安定を確保しております。今後は不測の事態等にも対処できるよう、内部留保の充実も必要と
考えております。

当監査法人の財務基盤の状況

	2025年2月期	2026年2月期
売上高	325百万円	322百万円
経常利益	44百万円	25百万円
自己資本比率	36.2%	45.4%

② 報酬依存度に関する考え方

特定の監査業務の依頼人に対する報酬依存度の高さが監査意見の公正性・独立性を脅かすことがな
いように、報酬依存度について倫理規則で定める水準を超える監査業務の受嘱は慎重に判断すると
ともに、法人外部の審査を受審するなどの対応をしております。

当監査法人の業務収入に占める特定の被監査会社に対する報酬依存度は、下記のとおりです。

	2025年8月	2026年8月現在
最も報酬の高い被監査会社に対する報酬依存度	17.07%	14.18%

- ・監査報酬依存度が15%を超えている場合の解消に向けた具体的な方策

倫理規則では、特定の被監査会社に対する報酬依存度が15%を超えた場合、独立性に懸念が生まれるため、解消に向けて必要な施策を講じることとされています。当監査法人では、IT投資や人件費等のコスト上昇を反映した既存クライアントの報酬改定及び監査に必要なリソースが確保できるか等を勘案した上での新規クライアントの受嘱を行っております。なお、進行年度の2027年2月期において、最も報酬の高い被監査会社に対する報酬依存度は15%未満になる見込みであります。

(6)国際対応基盤

- ・国際ネットワーク

当監査法人は、国際ネットワークへの加入は行っておりません。クライアント企業の海外子会社監査の対応は、法人内に必要な人材を一定程度確保しておりますが、被監査会社等の海外展開の程度に応じて、現地会計事務所に業務を依頼することで、最適なグループ監査が可能になると考えています。

当監査法人においては、臨機応変に最適な組み合わせで、クライアント企業のグローバル化へと対応できるようにしており、そのために必要となる外国語に通じた人材についても一定程度確保しています。

- ・海外子会社等の監査

海外展開する監査先の海外子会社等の監査に際しては、以下の対応を実施しています。

- ▶外国語に堪能な社員・職員を一定数確保しています。
- ▶海外子会社等の監査人の独立性・能力等を評価しています。
- ▶海外子会社等の監査人に対するインストラクション等を独自に準備しています。
- ▶メール等により、海外子会社等の監査人と十分なコミュニケーションを図っています。
- ▶必要に応じて、海外子会社等に自ら往査しております。

なお、IFRS適用会社の監査においては、監査チーム編成の段階から主要なチームメンバーにIFRS監査やコンサルティング経験者をアサインし、品質管理部においてIFRSに関する判断を適切にバックアップできる体制を整えております。また、専門的な見解の問合せ先として、法人外部のIFRSに精通した公認会計士に適宜問合せを行うことができる体制も整えております。加えて、法人所管の専門研修等でチームメンバーの知識のアップデート等を行っております。

Ⅲ. その他

(1) 通報制度

当監査法人のコンプライアンス経営の強化に資することを目的として、職員及びクライアント等からの法令違反行為等に関する通報の仕組みを構築しています。

当監査法人では、当監査法人の業務に関連する法令違反行為等または違反するおそれのある行為等に関する情報を、当監査法人の内外から広く収集するために「監査ホットライン」を設置しております。

通報された事項は、品質管理部リスク管理担当が事実関係の調査を行います。また、調査の結果、法令違反行為等が明らかになった場合には、是正措置・社内処分が実施されることになっています。

また、通報者等が不利益を被ることがないように、通報者等は保護され、当監査法人の情報セキュリティ・ポリシー等に従って管理します。